

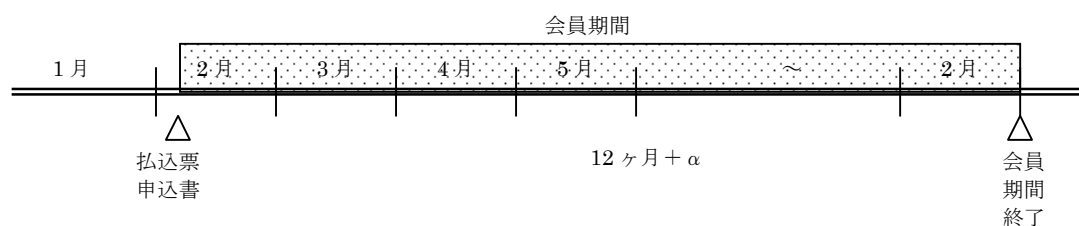
友の会会員期間が加入・更新から1年になりました！

友の会へのご支援、ありがとうございます。

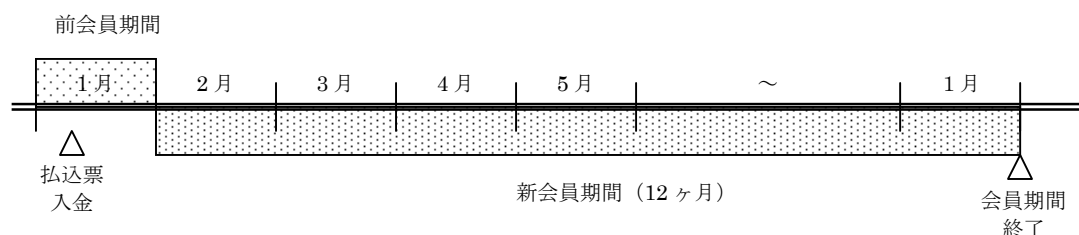
さて、友の会の会員期間につきましては毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わっていましたが、平成21年よりご加入・ご更新から1年間となるように制度を改めました。友の会の会員期間が十分にご活用いただけます。今後とも、尾瀬保護財団の活動にご理解、ご支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

1. 制度概要について

(1) 新規にご加入の場合および一旦、会員期間が終了された後でのご加入の場合
申込書（払込票の入金通知を含みます）が財団に届いた日から会員期間が始まり、その翌月から数えて1年後の月末日までを会員期間とします。



(2) 会員期間終了前に次の会費を払い込まれた場合および自動払込をご利用の場合
現在の会員期間の終了日（月末日）の翌日から1年間が会員期間となります。



※ 会員期間の終了日が会員証表面に印刷されますのでご確認ください。

※ 会員期間が終了するおよそ1ヶ月前に更新のご案内を差し上げます。ゆうちょ銀行または一般の銀行からの自動払込をご利用で、退会をご希望の場合は会員期間終了の1ヶ月前までにご連絡ください。会費の引き落としを止めさせていただきます。

2. ユース会員について

(1) 新規にご加入の場合およびいったん、会員期間が終了された後でのご加入の場合
申込書を発送された日（消印日付）か、払込票で会費を入金された日に満22歳以下の方を対象とします。

(2) 会員期間終了前に次の会費を払い込まれた場合および自動払込をご利用の場合
新しい会員期間の始まる日現在、22歳以下の方を対象とします。

ご家族、お友達にまだ会員でない方がおりましたら、是非、友の会への加入をお誘いください。

友の会をより良いものにしていくための活動を続けて行きますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上